

## 周防大島町情報公開審査会運営要領

令和7年12月15日審査会決定

### (趣旨)

第1条 この要領は、周防大島町情報公開審査会（以下「審査会」という。）が行う公文書の公開の決定に関する審議について、周防大島町情報公開条例（平成16年周防大島町条例第11号。以下「条例」という。）、及び周防大島町情報公開審査会規則（平成16年周防大島町規則第10号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (審議の原則)

第2条 審査会における審議は、実施機関が行った公文書の公開の決定に係る当該公文書をもとに行うものとする。

### (実施機関の弁明書)

第3条 審査会は、条例第15条第2項の規定により実施機関から諮問を受けるときは、当該実施機関（以下「諮問実施機関」という。）に対し、弁明書の提出を求めるものとする。

2 審査会は、前項の弁明書が提出されたときは、審査請求人にその写しを送付するものとする。

### (審査請求人の反論書)

第4条 審査会は、審査請求人に対し、期限を示して、前条の弁明書に対する反論書の提出を求めるものとする。

2 前項の反論書が提出された場合には、審査会はその写しを諮問実施機関に送付するものとする。

### (意見陳述の聴取等)

第5条 審査会は、審査請求人、諮問実施機関の職員その他関係人（以下「審査請求人等」という。）から口頭で意見又は説明を述べる機会を与えるよう書面による申し出を受けたときは、その機会を設けるよう努めるものとする。

2 審査会は、審査請求人等が口頭で意見又は説明を述べるにあたっては、補佐人の同席を書面により申し出た場合において、その申し出が相当であると認めたときは、2人以内の補佐人を限定にその同席を認めることができる。

### (意見の聴取等)

第6条 審査会は、審査のため必要があると認めるときは、審査請求人等に対して、出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

### (資料の追加提出等)

第7条 審査会は、審査請求人等が追加の資料提出を書面により申し出た場合において、その申し出が相当であると認めたときは、資料の追加提出を認めることができる。

### (審議の併合又は分離)

第8条 審査会は、必要があると認めるときは、数個の諮問に係る事案を併合し、又は併合された数個の諮問に係る事案を分離することができる。

2 審査会は、前項の規定により、諮問に係る事案を併合し、又は分離したときは、審査請求人、諮問実施機関にその旨を通知するものとする。

(答申書の送付等)

第9条 審査会は、諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを審査請求人に送付するものとする。

2 審査会は、前項により答申をしたときには、ホームページ等において公表するよう努めるものとする。

(議事録の作成)

第10条 審査会の議事録は、議事の概要を記した要点記録とする。

2 議事録は、会長の確認により確定するものとする。

(会長の処理事項)

第11条 審査会は、別表に掲げる事項については、会長に処理させることができる。

#### 附 則

この要領は、平成25年3月18日から施行する。

#### 附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成28年6月29日から施行する。

(経過措置)

2 行政庁の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てであってこの要領の施行前にされた行政庁の処分その他の行為又はこの要領の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為に係るものについては、なお従前の例による。

#### 附 則

この要領は、令和7年12月15日から施行する。

#### 別表（第10条関係）会長の処理事項

- 1 第3条第1項の規定により諮問実施機関に弁明書の提出を求めること。
- 2 第3条第2項の規定により審査請求人に諮問実施機関の弁明書の写しを送付すること。
- 3 第4条第1項の規定により審査請求人に反論書の提出を求めること。
- 4 第4条第2項の規定により諮問実施機関に審査請求人の反論書の写しを送付すること。
- 5 第5条第1項の規定により審査請求人等に口頭で意見又は説明を述べる機会を与えること。
- 6 第5条第2項の規定により審査請求人等に補佐人の同席を承認すること。
- 7 第6条の規定により審査請求人等に対して出席を求め、又は必要な資料の提出を求めること。
- 8 第7条の規定により審査請求人等に追加の資料提出を承認すること。
- 9 第9条の規定により答申書の写しを審査請求人に送付すること。